

広島県告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十四年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東広島市安芸津町大田字古城山一四九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、変更しない。
- (三) 間伐に係る森林は、変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更しない。

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）